

県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会会議録

日時 令和4年3月18日（金） 開会時間 午後 7時 3分
閉会時間 午後 7時11分

場所 委員会室棟第4委員会室

委員出席者 委員長 卯月 政人
副委員長 臼井 友基
委員 白壁 賢一 乙黒 泰樹 志村 直毅 向山 憲稔
宮本 秀憲 山田 七穂 古屋 雅夫 桐原 正仁
佐野 弘仁

議題 本特別委員会の調査期限を令和4年9月定例会最終日まで延期する件

会議の内容

卯月委員長 ただいまから、県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ夕刻からお集まりいただきありがとうございます。

本日お集まりいただきましたのは、本委員会の今後の方向性についてお諮りするためであります。

本委員会の調査期限は、令和4年2月定例会最終日までとされているところですが、調査未了の場合は、改めて期限を設定することとされております。

本委員会は、昨年9月30日に設置されてから、これまでに一般県有地の貸付ルールに関する提言や恩賜県有財産の貸付に係る減免措置の考え方等について審議を行い、今定例会においては、これまでの議論を踏まえ、恩賜県有財産及び普通財産に関する貸付料の減額案件を審査したところであります。

しかしながら、恩賜県有財産の貸付料の減額については、現在、賃借人と交渉中の案件もあり、また、今定例会で審査した95件の契約を含む、貸付地の利用実態等について再調査が実施されることから、委員長としましては、本委員会の調査期限を令和4年9月定例会最終日まで延期し、調査を継続すべきものと考えております。

つきましては、委員各位に調査期限の延期について御意見をお伺いしたいと思います。

御意見のある委員はお願いいたします。

佐野委員 さまざま、視察で見に行かせていただきまして、疑義を挟まれる場合もあるかもしれないと思っていましたが、今9月という話があり、そのくらいまで延ばさないと調査も終わらないだろうと思います。私的には1年ぐらいやってもいいかなと思ったんですけど、現実的には長くやればいいっていうものでもないだろうと。その間に、必ず終わらせるということを申し入れしていただくということであれば、私は良いかと思えます。

その代わり、しっかりと厚く、その間でさまざまやっつけていかなきゃいけないのかと思いますが、その点についてお聞きをしたいと思います。

卯月委員長 執行部にも確認したところ、6月議会では、ひよっとすると終了できないかもというお話でしたので、9月議会でしたら、安全に終了できるのではないかということですので、9月ということでお示しさせていただきました。

志村委員 一応、今年度のここまでの経過を見ると、所在市町村交付金っていうのは11月30日までに市町村にお示しすると。ギリギリだったわけですね。調査や不動産鑑定をやっていたっていうこともあるのですが、大分かかったなという感じがしています。

今、9月定例会の終了の時までという御提案があったんですけど、もし終わらない場合には、やっぱり11月定例会まで延ばすとかですね。本当は、年内ぐらいまでは見ておいたほうがいいなと思いますので、そこは状況に応じて対応していただきたいと思います。

卯月委員長 そのことについては、状況に応じて延ばしていく方向で考えていますので、承知しました。

向山委員 確認ですけど、6月まで延びそうっていうのは、県は何をもって、契約案件ということですか。

卯月委員長 まずは、契約が未了の案件について。さらに、今回、再調査が出たので。まだ、そこから先は、今日の状況なので確認はできていませんが、ですから余裕を持ってという話です。

向山委員 例えば、議会的な動きで、特別委員会があるから総務部と森林環境部と一緒にできていると思うんです。契約できた段階でやっていくとなると、例えば、来年度契約の場合に、特別委員会がなくなっていた場合は、どこが審議することになるんですか。

一般県有地は総務で、恩賜が土木森林環境ですよ。別々にやることになるということですか。

卯月委員長 はい、別々に。

山田委員 先ほどの委員長の発言にもありましたけれども、今回95件の見直しをもう一度やるという話ですが、これは一度、この委員会の中でも、ある程度妥当性があるということで話が終わったんですけども、それも含めて、委員会に挙げていただいて、その実態とかとかみ合わなかった場合の審議についても、その95件も含めた中でやるっていうことで、それも挙げてもらえるということによろしいんですか。

卯月委員長 そのとおりであります。
ほかに御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

卯月委員長 それでは、調査期限の延期について、「令和4年9月定例会最終日までとし、閉会中もなお継続して調査するものとする」とし、議長あて当委員会からの要求書として提出することに御異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

卯月委員長

御異議なしと認めます。
それでは、要求書を議長あてに提出することといたします。
なお、提出については、委員長に御一任願います。御了承願います。
以上で、本日の予定はすべて終了いたしました
委員各位に申し上げます。
本委員会の今後の審査日程等につきましては、委員長に委任願いたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

卯月委員長

御異議なしと認めます。
よって、本委員会の今後の審査日程等につきましては、委員長に委任されまし
た。
ただいま委任されました委員会の日程につきましては、後日、通知いたします。
御了承願います
本日は、これをもって、閉会いたします。

以 上

県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員長 卯月 政人